

御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン

平成 29 年度～平成 33 年度



平成 29 年 3 月

御殿場市

はじめに

御殿場市は、地方分権の時代に対応した住民本位の行政を目指しています。その中において、市民ニーズの多様化にともない、これまでの行政主体から市民参加型へと行政体系の発展を図るとともに公共の担い手の育成を目的とした「市民協働型まちづくり」を推進してまいりました。

これまで、市民と行政の新しい関係を構築しながら市民協働型まちづくりに取り組むための指針である「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」（以下、「推進指針」という。）を平成 17 年 4 月に策定し、さらに具体的な手法・マニュアルである「手引き」とともに「御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を平成 19 年 4 月に策定しました。その後、本市の重要施策である「御殿場型 NPM」(※)の推進において市民協働の推進が大きな柱に位置づけられたため、平成 24 年 4 月に推進プランが改定されました。そして、推進指針の理念とプランに基づいて、市民の協働への意識醸成に取り組むとともに、市民と共に市民協働型まちづくりの環境整備を進めてきました。

このプランの 5 年間の年次計画が平成 28 年度で終了し、より一層の協働施策の推進が求められています。同時に、本市の第四次御殿場市総合計画(※)において「市民参画と協働の推進」が掲げられたこともあいまって、推進プランの改定が必要となりました。

推進プランの改定にあたっては、平成 25 年度に実施した市民満足度調査を参考にし、本市の市民協働型まちづくりの施策に関する事項について、専門的・客観的な立場や市民目線から調査・審議する機関である「御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会」で協議を重ねていただきました。

そして、これまでの推進プランを基本とし、行政との協働がより理解しやすい推進プランにまとめました。

本市ではこの推進プランのもと、第四次御殿場市総合計画の基本構想における将来都市像である「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けて、市民と行政が連携・協働したまちづくりを進めてまいります。

※「御殿場型 NPM」「第四次御殿場市総合計画」については、1 ページで説明しています。

目 次

1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画改定にあたって	1
4 本市における市民協働の現状	2
5 「協働」と「市民協働型まちづくり」	5
6 「市民協働型まちづくり」の8原則	8
7 「市民協働型まちづくり」の進め方	9
8 「市民協働型まちづくり」推進のための施策体系	13
9 計画のスケジュール	20
10 参考資料	21

1 計画の位置づけ

この計画は「御殿場型 NPM¹」における「市民協働のまちづくり」の取り組みを掲げるものです。また「第四次御殿場市総合計画²」の政策方針のうち、市民と行政が共に支え、共に育むことにより、地域の魅力向上を図るとともに効果的な行財政運営に努め、市民が誇りと希望を持ち、明るく元気の出るまちづくりを進める「雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり」の政策「市民参画と協働の推進」を具体的にするための計画（プラン）です。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年とし、平成 33 年度に計画を見直します。

3 計画改定にあたって

市民と行政が推進指針に基づき、協働のまちづくりを実現・推進できるよう、今後の推進方策を示し、御殿場市将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」を目指し改定するものです。第四次総合計画に掲げられた 7 つの政策方針のうち、「雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり」をより具体的なものとし、「市民参画と協働の推進」のために掲げられた施策である、(1) 市民参画機会の充実、(2) 市民活動団体等の育成支援、(3) 協働のまちづくり支援という 3 つの柱を重視した改定を行いました。

¹ 御殿場型 NPM 「NPM」とは「New Public Management」の略であり、「新公共経営」と訳すことができます。「御殿場型 NPM」とは、NPM の特徴の一つである「市民志向」（市民の立場に立って考え、行動すること）に特に注力し、市民協働の推進と職員の意識改革・能力向上を基礎とした市民本位の行政経営のあり方のことをいいます。

² 第四次御殿場市総合計画 平成 28 年度から平成 37 年度までの施策方向を定めた計画です。「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」を将来都市像とし、「人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり」「笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「富士山のように大きな心を持った人づくり」「富士山の恵みを大切に作るまちづくり」「富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり」「雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり」の 7 つの政策方針を掲げています。

4 本市における市民協働の現状

● 市民協働型まちづくり事業等の状況

「第四次御殿場市総合計画」では、市民協働の現状を把握する指標として、①市民協働型まちづくり事業申請件数、②市民活動支援事業申請件数、③市民活動支援センター団体登録数が採用されています。平成 24 年度以降のそれぞれの状況は、以下のとおりです。

(1) 市民協働型まちづくり事業申請件数（参考資料 1）

御殿場市では平成 17 年 4 月に推進指針を策定し、市民参加のまちづくりを目指して市民協働事業の進め方などを検討してきました。平成 18 年度からは、市民と行政が協力・連携して公共的な課題に取り組む「市民協働型まちづくり事業」（13 ページ以降参照）を募集し、審査会を経て事業を決定して実施しています。

平成 24 年度から平成 28 年度における市民協働型まちづくり事業は、これから実質的な活動を始めようとする市民活動団体が、活動の継続を前提として計画する「はじめの一步部門」（上限 5 万円）が 7 事業、市民と行政との連携による住み良い地域社会を実現するために、その専門性及び特性を發揮することが期待される「市民提案部門」（上限 30 万円）が 34 事業、「行政提案部門」（上限 30 万円）が 4 事業行われ、補助金が交付されています。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
申請件数	はじめの一步部門	0	3	1	2	1	7
	市民提案部門	5	7	7	7	8	34
	行政提案部門	0	0	0	1	3	4
合計		5	10	8	10	12	45

(2) 市民活動支援事業申請件数（参考資料 2）

また、平成 23 年度からより幅広い団体活動を支援するため「市民活動支援事業補助金」（14 ページ参照）を創設し、平成 24 年度から平成 28 年度までに 19 事業を実施しています。市民活動を行いやすい環境をつくることによって、市民活動への興味や市政に関わってもらいきっかけを生み出し、市民と行政が「協働」について、より共通理解を深め、事例や経験を積み重ねていくことが重要です。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
申請件数	2	3	4	5	5	19

(3) 市民活動支援センター団体登録数

御殿場市民活動支援センター（15 ページ参照）の登録団体数は、年々増加傾向にあり、今後も市内で活動する団体の増加が見込まれます。

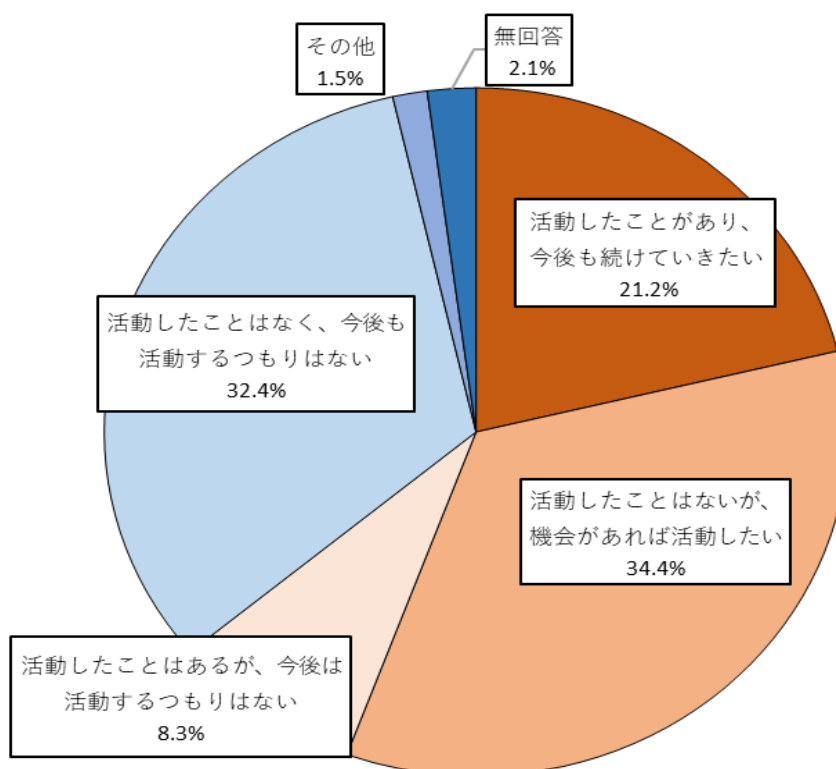
年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録累計数	103	110	122	129	136

● 市民活動への参加状況

平成 25 年度に実施した市民満足度調査によると、市民活動への参加状況については 21.2%の回答者が「活動したことがあり、今後も続けていきたい」と考えており、「活動したことはないが、機会があれば活動したい」と考えている人が 34.4%でした。この両者を合わせると、市民活動の活動意向を持っている人は 55.6%となっています。

一方、性・年齢別にみると、男性 20～39 歳や女性 20～29 歳では、活動意向を持っている人は 50%を切っています。（参考資料 3-（1））

市民活動の参加経験について(回答総数:1,135)



※「平成 25 年度市民満足度調査報告書」を参照。この調査は、御殿場市が単純無作為抽出した 2,500 名（御殿場市在住の満 20 歳以上の男女）を対象としています。

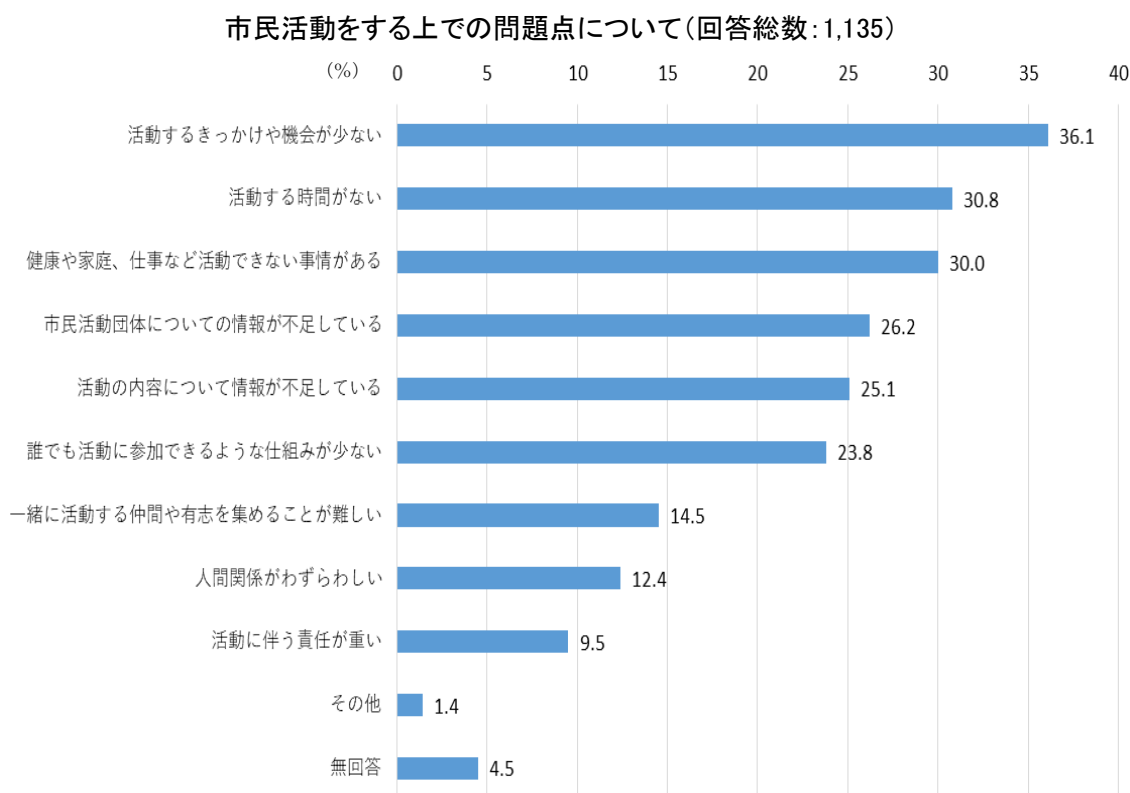
● 市民協働のために求められる行政のあり方

市民と行政の「市民協働」のために、行政に求められるものとして、「地域住民への情報提供」が 54.4%と最も高く、「地域住民の意識啓発」が 28.2%、「人材育成」が 21.0%、「資金援助」が 20.4%と続いています。（参考資料 3・（2））

● 市民活動をする上での問題点

市民活動をする上での問題点として、36.1%の回答者が「活動するきっかけや機会が少ない」を挙げています。以下、「活動する時間がない」が 30.8%、「健康や家庭、仕事など活動できない事情がある」が 30.0%、「市民活動団体についての情報が不足している」が 26.2%と続いています。

平成 22 年度に実施した市民満足度調査では、「市民活動団体についての情報が不足している」という回答は 30.4%に達していましたが、平成 25 年度に 26.2%まで低下した背景には、「御殿場市民活動支援センター³」を通じた市民活動団体への情報提供や活動運営相談等の成果と考えられます。



※「平成 25 年度市民満足度調査報告書」を参照。

³ 御殿場市民活動支援センター 市民活動やボランティア活動をはじめとする自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するためのネットワーク拠点です（参考資料 4）。

5 「協働」と「市民協働型まちづくり」

「協働」とは、個人としての市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO 法人⁴、企業、行政など、御殿場市を構成する様々な主体が、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むことです。協働には様々な主体の組み合わせが考えられますが、特に市民と行政の協働を、「市民協働型まちづくり」と呼んでいます。

※このプランでいう「市民」には、御殿場市の在住者に加え、在学、在勤など御殿場市において活動するあらゆる人々を含みます。また、団体や企業・法人も市民の中を含みます。

● 「協働」の意味

「協働」という言葉は、辞書では「同じ目的のために協力して働くこと」（大辞林）とあります。地方自治や行政の用語としては、「市民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われています。

御殿場市では、単に協力し合うということだけではなく、市民が「まちづくりの理想と志を共有し、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むこと」（推進指針）という、お互いが積極的にまちづくりを進めていこうという意思のある関係を協働と呼ぶことにしています。

● 「協働」のまちづくりが求められるわけ

協働のまちづくりが求められるようになってきた背景には、①市民の行政サービスに対するニーズが多様化し、行政だけではきめ細かい対応ができなくなってきたこと、②大幅な増収が望めない中で「ヒト・モノ・カネ」という行政のリソース（資源）を効率的・効果的に活用していかなければならないこと、が挙げられます。また③市民が公共的課題に主体的に取り組むことで「市民自治」の拡充につながります。

従来は公共的な問題は行政が解決すべきもの、公共的なサービスは行政が提供すべきものと考えられてきました。しかしこれからは、行政だけでなく、個人としての市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO 法人、企業など様々な主体が公共の担い手となっていくことが求められているのです。

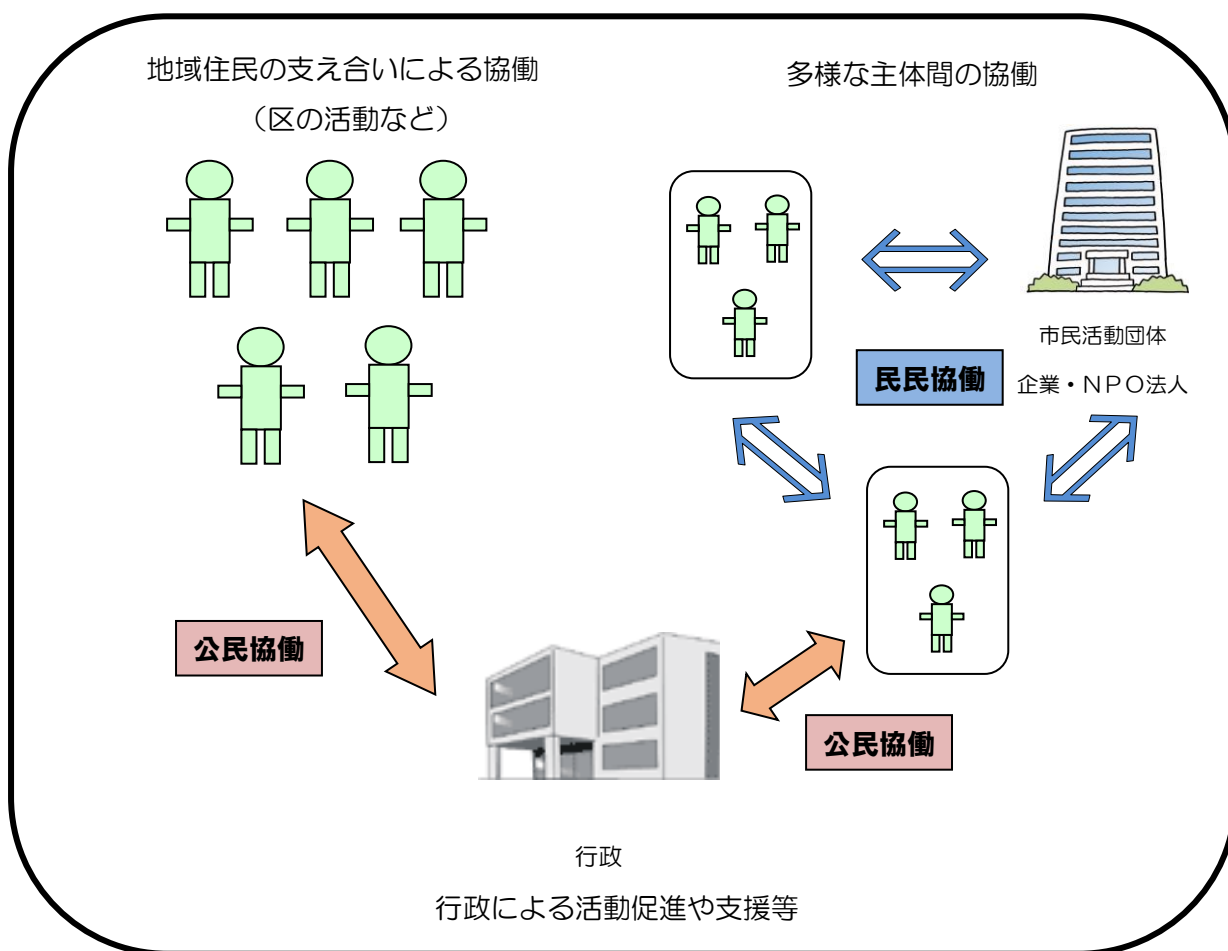
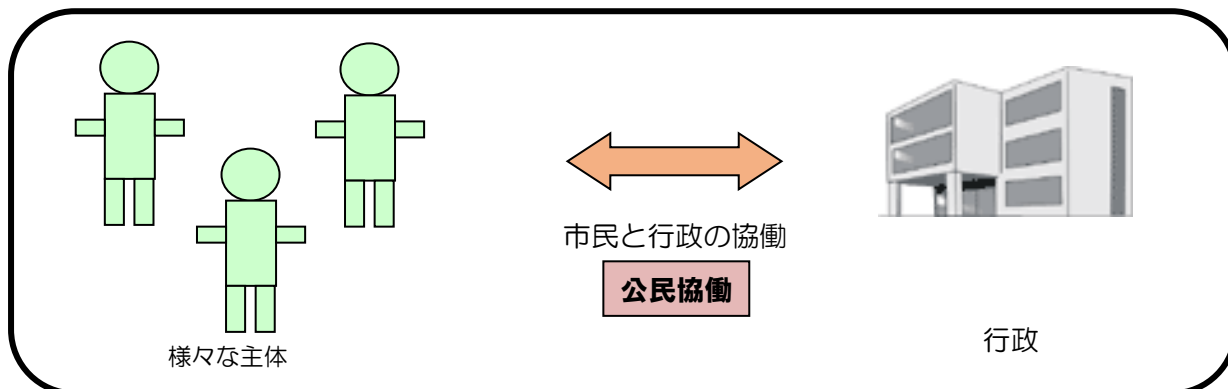
● 「協働」の種類

様々な主体が共に力を合わせて公共的課題に取り組むことが協働ですから、その形態は様々です。御殿場市では、地域自治組織（以下、「区」という。）の活動が活発で、地域の様々な課題解決に大きな役割を果たしています。区は構成する住民同士の協働で運営されています。区の活動も協働のひとつの種類といえるでしょう。

⁴ NPO 法人 市民のグループや団体（市民活動団体・NPO）のうち、特定非営利活動促進法（NPO 法）にもとづいて認証を受け、法人として登記された団体です。

また、NPO 法人が企業と連携して事業を行ったり、区や市民活動団体が一緒に事業を行ったりする取り組みも行われています。このような市民同士の協働（企業や NPO 法人などを含む民間同士の協働）を「**民民協働**」といいます。これに対して、行政（公共部門）と民間の協働を「**公民協働**」といいます。

様々な協働のかたち



● 「公民協働」が必要なわけ

公民協働が必要とされている理由としては、①行政だけでは対応できない領域が増えてきたため新たに市民と協働した取り組みが必要となってきたこと、②市民協働に行政が関わることでより効果をあげることができる場合があるということ、の2つの理由が挙げられます。行政と民間が相互に補完しあうことで、より質の高い行政サービスを提供し、市民のニーズに的確に対応できるようなきめ細かい行政の実現を目指そうというねらいがあります。

● 「公民協働」にはルールが必要

市民協働は民間同士の関係ですから、民間の自由な関係に委ねられるべきものです。しかし公民協働は、行政と民間の関係ですから、きちんとした原則やルールが必要となります。

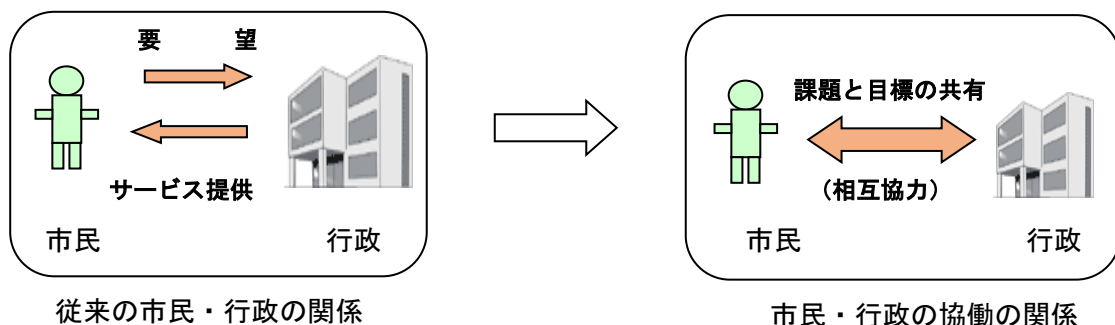
その理由として、①行政と民間の関係はどうしても行政の力が強くなりがちのため、実際には市民や団体が行政の下請けのような関係である場合が少なくない一方、市民が行政に依存するような関係も見受けられるなど、対等な協力関係を築きにくいこと、②行政と民間の関係は不公正なものであってはならないこと、が挙げられます。公民協働は市民協働とは異なる課題があるわけです。そのために、各自治体とも協働についてのルールづくりを進めているのです。

● 御殿場市における「市民協働型まちづくり」

御殿場市では、より積極的なまちづくりの手段として活用していこうという趣旨から、公民協働を「市民協働型まちづくり」と呼んでいます。

● 「市民協働型まちづくり」とは市民と行政の新しい関係を意味する

「市民協働型まちづくり」とは、従来のような市民と行政の関係ではなく、目的や目標を共有して双方が対等の立場で連携・協力し、その達成を目指して活動することです。またその結果、より市民のニーズにあった成果が期待できます。言い換えれば、市民と行政がまちづくりのために新しい関係を構築していくことを意味しているといえます。



6 「市民協働型まちづくり」の8原則

市民協働型まちづくり推進指針では、市民協働型まちづくりを進めていくために、8つの基本原則を定めています。この原則は、協働事業を実施する上で遵守しなければならない原則であり、ルールです。

● 市民協働型まちづくりの8つの原則

(1) [目標共有の原則]

協働推進のために、市民と行政はまちづくりの目標や理想を共有して取り組むことを原則とする。

(2) [自主性の原則]

市民の活動は、協働の名の下に決して強制されるものではなく、あくまで自主的・主体的であることを原則とする。

(3) [自己決定・自己責任の原則]

市民の活動は、自らが決定し、自らの責任において行うことを原則とする。

(4) [対等の原則]

協働の名の下に、地域自治組織や市民活動団体を行政の下請けとして利用してはならない。市民と行政は対等の立場で協力し合うことを原則とする。

(5) [補完の原則]

協働に関わる主体は、お互いの役割を理解し、助け合うことを原則とする。

(6) [信頼の原則]

協働の関係は、主体間の信頼関係が基本であり、お互いに信頼関係の構築に努めるものとする。

(7) [情報共有の原則]

協働を推進するためには、行政は情報公開だけでなく、積極的に情報提供をしなければならない。協働は、市民と行政が情報共有のもとに取り組むことを原則とする。

(8) [公開と評価の原則]

協働の活動内容及び成果を評価するとともに、公開することを原則とする。

7 「市民協働型まちづくり」の進め方

市民協働型まちづくりは、特別な事業だけに適用される考え方ではありません。①施策提案や企画段階における協働、②事業実施における協働、③施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働、が考えられます。前のページの8原則とこれらを踏まえ、今は行政単独で行われている事業も含めて、協働を取り入れた行政運営への転換を図っていくことが大切です。また、すでに協働の取り組みを行っている事業についても、この8原則に基づく評価や見直しが求められます。

● 市民協働型まちづくりの進め方（形態別協働体系）

市民協働型まちづくりにおける市民との具体的な関わり方について、3つの形態での進め方を示します。このうちの複数段階を組み合わせることもあります。

（1） 施策提案や企画段階における協働

従来型の、行政の提案に対して市民が意見を述べる形の市民参加だけではなく、市民と行政が問題把握の段階から協働して施策立案や事業の企画を行います。

（2） 事業実施における協働

市民だけ、行政だけでそれぞれ事業を行うよりも、協働で実施した方がより効果的・効率的だと考えられる事業については、必要な施策を講じます。

（3） 施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働

指定管理者制度の導入などにより、市民や企業が行政の担ってきた役割の一部を担っています。行政サービスとして継続的に行われている事業、施設の管理等についても、協働の視点から見直して、積極的に協働による運営に切り替えます。

● 御殿場市における協働の具体的な事例

前のページの進め方を踏まえ、次に御殿場市における協働の事例を挙げました。従来から行われている方法ですが、協働の意味・原則に照らして運用されることが重要です。

(1) 施策提案や企画段階における協働

市民協働型まちづくりを進めるにあたっては、特定の事業を実施するだけでなく、様々な主体が参加する場で、どのような施策を行うかを調査・審議する仕組みが必要となります。そこでは、施策提案や企画段階において市民と行政が課題を把握・共有し、施策立案につなげていくことも求められます。御殿場市では、「御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会」を設置し、市民協働型まちづくりについての調査や審議を行い、施策の立案に取り組んでいます。

事例1：御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会（写真1）

平成16年度に市民と行政のメンバーから構成される「御殿場市市民協働型まちづくり市民会議」を設置し、協働の指針をとりまとめました。この市民会議は、行政が掲げた「協働」という政策課題に対して、市民の立場から知恵や情報を提供し、政策立案をサポートする役割を果たしました。また平成17年度からは「推進協議会」として再スタートしました。この協議会は、従来の審議会とは異なり、メンバーの自主性にもとづいて運営されており、会議のテーマや議論の内容もメンバー間で協議しながら進めています。

(2) 事業実施における協働

① 市民団体等の活動を行政が支援する

市民が主体となって行う公共的な事業や活動に対して、行政が支援を行うという協働の進め方もあります。行政が行う支援の方法としては、会場や設備利用の便宜を図る、資金を助成する、情報提供や活動に対する助言、関係機関等との調整役を果たすなどが考えられます。

このうち、特に補助金や助成金を交付する場合は、選定基準や使途の透明性が求められます。また、行政の支援が「ヒモ付き」にならないように、市民活動の自主性を尊重しながら行う必要があります。

事例2：御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金（地域ねこ適正管理事業）

各区の住民が自分たちの力で課題解決を図り、明るく住み良いコミュニティづくりが期待できる事業に対して交付する補助金です。新橋区、湯沢区、東田中区では、地域に生息する野良ねこを、動物愛護精神に則ったTNR（捕獲し、不妊去勢手術し、戻す）という活動を通し「地域ねこ」として管理しました。また、猫用トイレの設置や清掃作業、遺棄防止パトロールを定期的に行ったほか、定例ワークショップを開催することで区民への啓発及び広報活動を行いました。

② 市民と行政が協働して事業を行う

市民と行政が協働して事業を行う場合には、市民と行政の役割分担を明確にし、対等な立場で各主体の特性やリソースを活かすことが望まれます。そのために、覚書や協定書等を交わすことも必要かもしれません。市民と行政が協働して施策の立案・事業の実施を行ったものとしては、事例3があります。

事例3：市民協働型まちづくり事業・市民提案部門（「魅力ある東山路」づくりから始まる観光ハブ都市御殿場市）（写真2）

東山及び二の岡周辺地域の関係施設・団体が集結し、東山路を一つの観光先進モデルとして発信していこうという団体と、御殿場市商工観光課が協働した事業です。御殿場市を訪れた方々に向けて地域の歴史文化を含めた案内マップや看板を作成しました。お客さん目線のマップ・看板作りに徹した結果、観光客や地元住民に大好評で、マスコミにも大きく取り上げられ、地域の魅力を十分に発信しました。事業進捗にあたり、行政は、団体の会議に入り広報・PR活動、事業全体についての助言、指導等を担当しました。

③ 行政の事業を市民が支援する

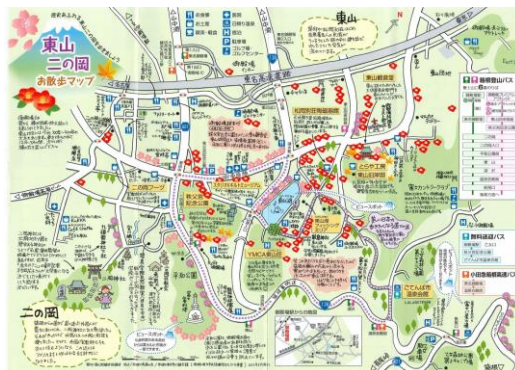
行政から提案のあった事業のうち、市民との協働によって実施することとなった場合においては、特に市民の自主性や主体性が確保されていることが前提となります。行政の「下請け」ではなく、あくまでも市民と行政が対等な主体として、協働に取り組むことが求められます。

事例4：市民協働型まちづくり事業・行政提案部門（鳥獣被害防止のためのパトロール活動）

ニホンジカやイノシシ等の有害鳥獣による水稻や野菜、森林等への農林産物被害は農業者の生産意欲の低下を招き、これにより耕作放棄地が増加し、この耕作放棄地が鳥獣の住処となり更なる被害を招くという悪循環が生じてしまいます。また農地は多面的機能を有していますが、耕作放棄地となることでその機能も失われることとなります。そこで、鳥獣被害防止隊がパトロール活動を実施し、鳥獣の住処や通り道等を把握した上で、わなの設置等の対策を行いました。あわせて、近隣住民から鳥獣の目撃情報や被害情報を収集しました。また、パトロール活動等の実施により得た情報を市に提供し、今後の捕獲活動の計画や侵入防止柵の設置などの鳥獣被害防止施策への反映につなげました。



（写真1）御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会の活動



（写真2）「東山二の岡お散歩マップ」（東山路観光協議会）

(3) 施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働

施設の維持管理についても、市民と行政が協働して行うことによって、サービスの向上を図ることができる場合もあります。

従来から行われていた「委託」は、本来行政責任において行うべき事業を専門性や効率性の面から民間に代行させることですが、高い専門性や実務能力を有する市民活動団体・NPO 法人が育ってきているため、市民活動の活性化にもつながる協働の手法と位置づけられつつあります。また、施設の運営にも市民の専門性を活かすために、指定管理者制度を用いて、住民サービスの向上を図っています。

行政から委託する場合には、受託する側の市民活動団体等の活動目的と合致する業務であるかどうか、市民にもメリットがあるかどうかを勘案して、契約内容やパートナーの選定を行うべきです。市民協働型まちづくりにおける委託は、「市民の労力を安く使う」ということではありません。市民の専門性を活かすことで、より質の高い行政サービスの提供や公共的な課題解決を目指すものです。市民活動団体への委託は、協働の意味・原則に基づいて行われなければならない、一般の業務委託とは区別して考える必要があります。

事例 5：御殿場市民活動支援センターの運営（写真 3）

市民交流センター「ふじざくら」に設置されている御殿場市民活動支援センターの運営を、法人認証を受けた団体が行っています。実際の構図としては「ふじざくら」の管理を行政が指定管理者へ委託し、そのうち支援センターの運営を指定管理者がより専門的な団体へ業務委託しています。このことにより自らの経験と、行政にはない幅広い専門的ノウハウや創意工夫を活かした中間支援組織体制が構築されています。



(写真 3) 御殿場市民活動支援センターの様子

8 「市民協働型まちづくり」推進のための施策体系

市民と行政が構成員となる「市民協働型まちづくり推進協議会」を中心に、市民協働型まちづくり事業や市民活動団体に対して支援を行う「御殿場市民活動支援センター」の機能の充実をはじめとする市民への働きかけと、庁内市民協働推進員を通じた行政内部への働きかけにより、団体や人材の育成を進め、市民協働型まちづくりを全市・全庁的に広げていきます。さらに必要な場合には、補助事業終了後に事業の継続・発展のための働きかけや、社会情勢を背景にした取り組みなど、将来を見据えた施策を行っていきます。

● 市民協働型まちづくりの推進体制

市民協働型まちづくり推進協議会

【方針】

御殿場市における協働推進の中心組織です。市民、行政職員で構成し、協働の進め方を検討し、評価し、推進する役割を担っています。また、様々な主体が交流し、情報や意見交換して協働のあり方を見直していく場です。この協議会が担う主な役割は、次に掲げる事項です。

【役割】

- ・ 市民協働型まちづくりの施策を調査・審議し、情報発信を行う
- ・ 市民協働型まちづくりの推進状況及び成果を検証・評価する
- ・ 御殿場市市民協働型まちづくり事業を審査する
- ・ 御殿場市市民協働型まちづくり事業のフォローアップ
- ・ 御殿場市に適した基金の設置を検討する

● 市民活動支援機能の強化

市民協働型まちづくり事業の申請件数や市民活動支援事業の申請件数が増加傾向にあるなど、御殿場市における市民の自発的な活動は高まりを見せています。地域の課題を解決するためには、今後も市民と行政の協働が重要なものとなります。そこで、これらの取り組みを着実なものとしていきます。

(1) 市民協働型まちづくり事業補助金

① 市民提案部門・はじめの一步部門

【方針】

市民協働型まちづくりの手法開発や検討のために、市民協働型まちづくり事業を行います。市民協働型まちづくり事業では、市民からの事業提案を公募し、採択された事業については担当課がパートナーとなって、事業を行います。また、この事業を通して、市民協働型まちづくり事業のあり方や評価手法の検討を進めていきます。

【内容】

- ・ 市民からの事業提案を実施する
- ・ 市民からの事業提案は公募と公開を原則とする
- ・ 市民協働型まちづくり事業を通して、協働事業の評価のあり方や手法を検討する

② 行政提案部門

【方針】

行政が、市民協働型まちづくり事業の一環として事業を行う場合に、協働のパートナーを募集します。

【内容】

- ・ 行政からの協働事業提案と協働のパートナー募集を行う
- ・ 行政からの協働のパートナー募集は公募と公開を原則とする

(2) **市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金、市民活動支援事業補助金**

① 市民参加・市民協働事業モデル地区事業補助金

【方針】

区の課題解決を地域住民自身の力で図り、明るく住み良いコミュニティづくりを目指すための事業に対して、補助金を交付します。活発な区を援助することで、まちづくり活動を行う主体としての成長を促します。将来的に職員が地域に入りまちづくりを共に行う際の受け皿となる側面も期待されます。

【内容】

- ・ ワークショップ等、老若男女の幅広い区民が参加できる活動に対して援助する
- ・ 区の自立性を確保するため、総事業額に対する上限補助割合を定める
- ・ 情報の共有を行うため、全ての区長および市幹部同席の場で報告を行う

② 市民活動支援事業補助金

【方針】

幅広い団体活動を支援するため、補助金（上限3万円）を交付します。市民協働型まちづくり事業の「はじめの一步部門」よりも手軽に利用できる制度として、市民活動に興味を持ってもらう、市政に関わってもらうきっかけとなる意味で全体の市民協働の推進を底から支えます。（参考資料2）

【内容】

- ・ 外部組織による審査や公開の場での提案は行わない
- ・ 実際に事業を行った後、内容を見極めて補助金を交付する
- ・ フォローアップの手段として市民協働型まちづくり事業を視野に入れ、一過性のものとしなようにする

(3) **御殿場市民活動支援センター機能の充実**

【方針】

市民交流センター「ふじざくら」内にある「御殿場市民活動支援センター」を引き続き市民・企業・行政をつなぐ中間支援組織として位置づけます。静岡県で法人認証を受けた団体による運営により、より親身でニーズに応じた支援が可能になり、相談数や団体登録数も数を伸ばしています（参考資料4）。今後は、御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会や市民協働担当課との連携をさらに強化し、市民活動の拠点として、継続した取り組みを行っていきます。

【内容】

- ・市民の組織的活動を支援し、人材や団体の育成に努める
- ・市民が、活動に参加しやすい環境づくりを進める
- ・様々な情報（企業社会貢献情報、人材情報など）の提供を充実させていく
- ・中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実を進める
- ・市民活動団体、企業等との様々なネットワークの構築に努める

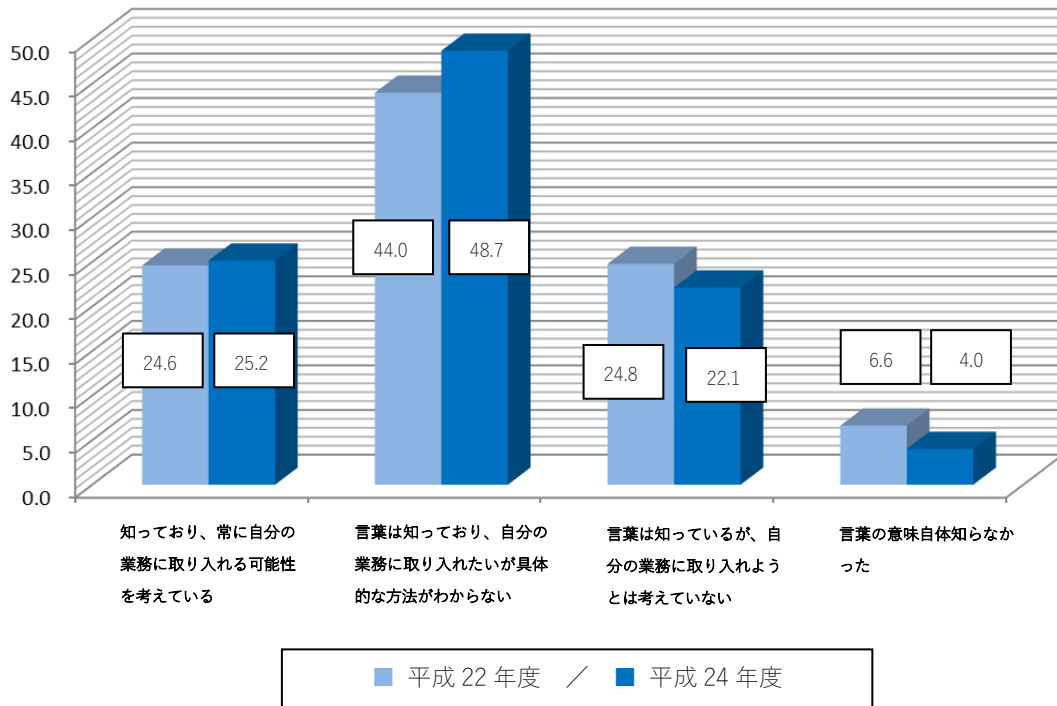
● **協働型の行政運営に適した市役所の組織体制づくり**

市民協働型まちづくりを進める上では、市民協働型の行政運営に適した市役所内部の組織体制整備も求められます。御殿場市では「庁内市民協働推進員」を設けたり、既存事業の「協働化」といった施策の展開によって、従来よりも市職員の市民協働に対する意識が高まってきています。

一方で、市民協働について、部局間の取り組みに偏りがあること等も踏まえ、より一層全庁的に市民協働型まちづくりができるよう、市役所の推進体制づくりを進めます。また、将来的に市民と行政の両方の歯車がうまく噛み合い、総合的に市民協働型まちづくりを行っていける環境づくりを目指し、地域の中で中心的役割を担える人材育成を行います。

職員の市民協働に対する認識

(%)



*平成 24 年度職員意識調査集計結果を参照。

(1) 庁内市民協働推進委員会

【方針】

より一層の市民協働型まちづくりの拡充・転換を図るためには、庁内での取り組みも必要となります。全庁的に自らの業務にとらわれることなく協働ができるよう、所属外の業務に関する学習や職員同士の情報交換・情報提供を行い、市民活動を行う団体との交流を深め、各部署等でその核となる庁内市民協働推進員を育成・配置し、市民協働に対する職員の意識改革や具体的手法の習得を進めます。また同様の取り組みを行う他市町とのネットワークの構築を図ります。

【役割】

- ・市民協働に対する職員の意識の向上を図る
- ・市民協働に関し各課との連携及び調整に努める
- ・その他市民協働の推進に関すること

(2) **既存事業の「協働化」の取り組み**

既存事業の評価・点検（「市民協働型まちづくり事業の手引き」の活用）

【方針】

行政の仕事を協働の原則に基づいて評価・点検し、より「協働度」を高めていく取り組みを推進します。そのために作成した「手引き」を活用していきます。

【内容】

- ・ 行政の仕事全体に協働を取り入れていくために、新たな事務事業（行政の行う業務のこと）に関して、協働の原則の普及を図る
- ・ 既存の事業を協働の原則に照らして評価・点検するための手引きを活用する
- ・ 手引きにもとづいて評価・点検作業を進める

● これからの「市民協働型まちづくり」を推進するための方針

(1) **市民へのフォローアップ**

【方針】

市民協働型まちづくりを進めるためには、市民がその内容と仕組みを十分に理解し、自主的・自発的な取り組みが行われることが必要です。そのために、従来進めてきた情報提供のあり方を検討し、市民と行政の共通理解を深めるような方策を構築します。また、補助事業の終了後も必要な事業が継続できるよう、助言や情報共有および行政の所管課の体制づくりが必要となります。あわせて、市民協働型まちづくりに市民が参加しやすく、協働の取り組みが前進するために、それぞれの施策を有機的に連携させるとともに、他市町や静岡県との広域的なネットワークを活用します。

※前述の庁内市民協働推進員は、所管課の異なる施策の連携を強化する活動を進めます。

【内容】

- ・ 従来の市民への市民協働型まちづくりについての情報発信に加えて、市の補助事業終了後も事業が継続できるよう、助言と情報共有に加え、行政の所管課の予算化措置等による事業化検討を行う
- ・ 市民協働型まちづくりの取り組みでは施策間の連携を強化し、関係部署が緊密な連絡の下に、行政の所管課を越えた市民のネットワークに対応できるような体制を整備する
- ・ 市民活動が、自治体の垣根を越え、広域的に連携して行われることをふまえ、他市町や静岡県とのネットワーク構築を進める

(2) **協働の裾野を広げる人材確保の試み**

【方針】

市民協働型まちづくりを進めるためには、協働の取り組みの必要性を理解し、積極的に地域課題に取り組む人材が豊富に存在する必要があります。また、自治会や商店街などの地域コミュニティを支える人材の不足が一般的に目立ってきていることにも対応する必要があります。そこで、今後、こうした協働の人材を確保するためにも、地域課題や公共に関心を持ち、積極的に取り組む「地域公共人材」を育てていく必要があります。

【内容】

- ・市民活動団体や市が提供する講座やイベントの提供体制を見直して協働の裾野を広げ、市民協働型まちづくりを担う人材の確保につなげる
- ・市民の学びが、市民協働型まちづくりの実践につながるような仕組みを構築する

[参考]地域公共人材について

「(前略) 地域課題は山積しているのに自治会・町内会のリーダーとなるべき後継者がいない、商店街を活性化したいけれども取り組もうとする人がいない、さらには NPO においてすら当初の志を次の代に継承していくことは難しい、課題解決に向けて各種団体がネットワークを形成する必要があるのにそのコーディネーターがいない等、「人の力」に関する課題は山積している。

求められる「人の力」は地域によって様々だろう。本書では、地域づくりや NPO 活動等の担い手となる人材を「地域公共人材」として定義しておくこととする。(後略)」

(今川晃・梅原豊編『地域公共人材をつくる～まちづくりを担う人たち～』序章 人の力を考える、より抜粋)

(3) **制度改革への対応**

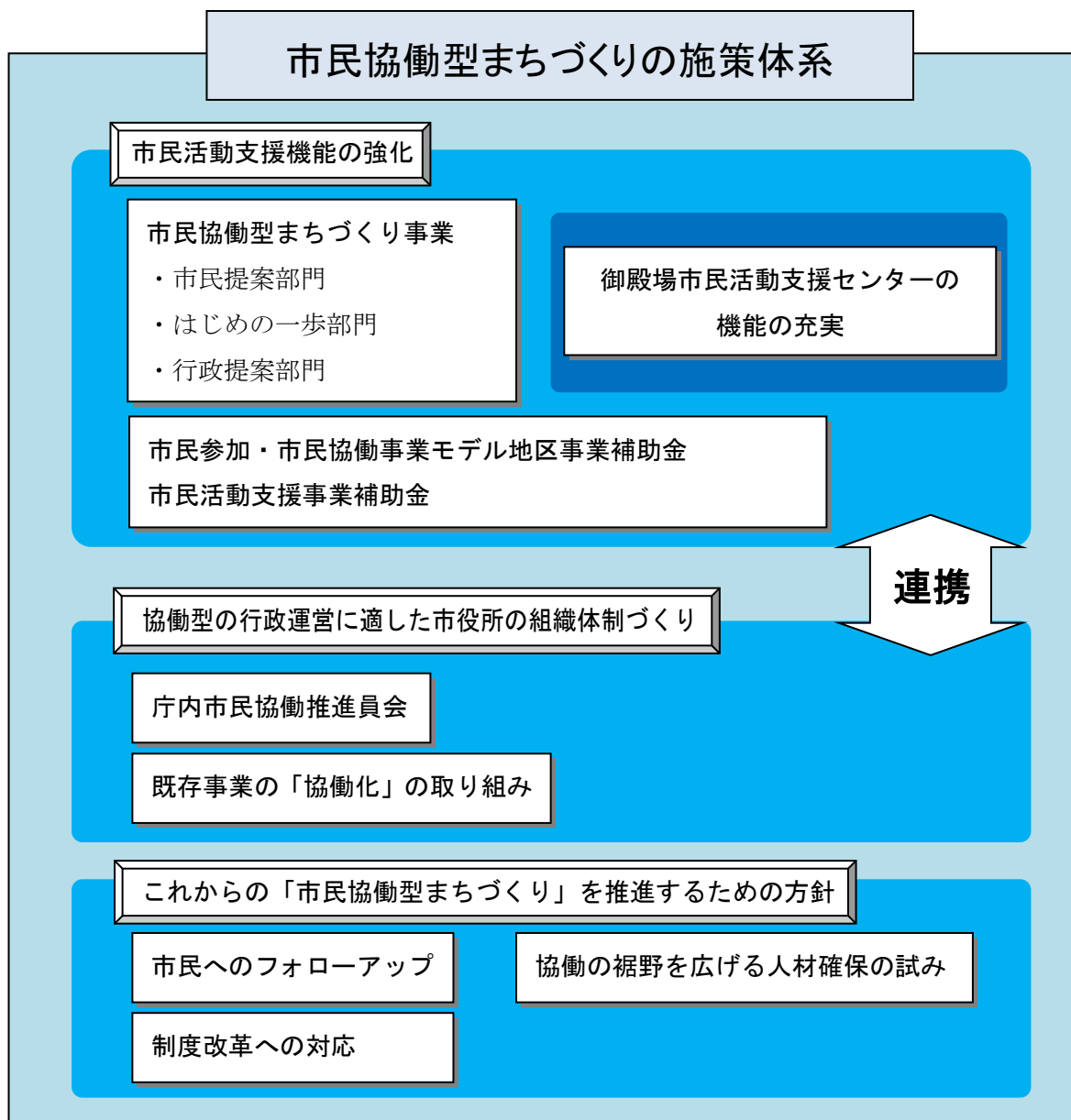
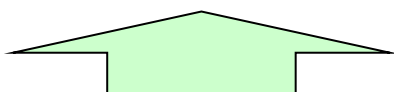
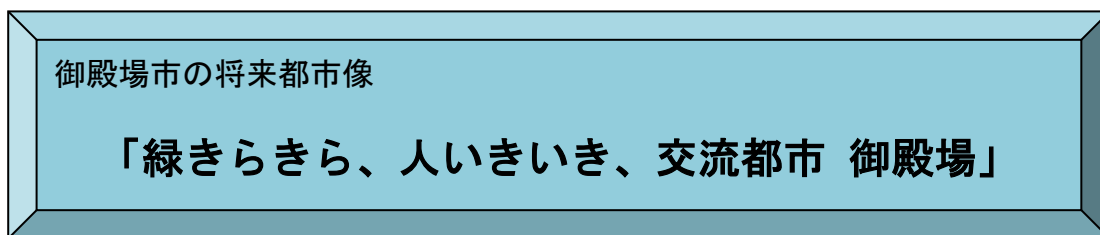
【方針】

平成 24 年に特定非営利活動促進法 (NPO 法) が改正され、都道府県及び指定都市に NPO 法人認証等の権限が移譲されるなど、市民協働をめぐる制度が変化しています。こうした制度改革に対応し、NPO 法人に対する支援をより充実させるためには、市民に最も身近な自治体である本市も切れ目のない支援を行っていくことが求められます。

【内容】

- ・国の法改正や静岡県からの権限移譲の動向について、情報収集と体制整備を進める

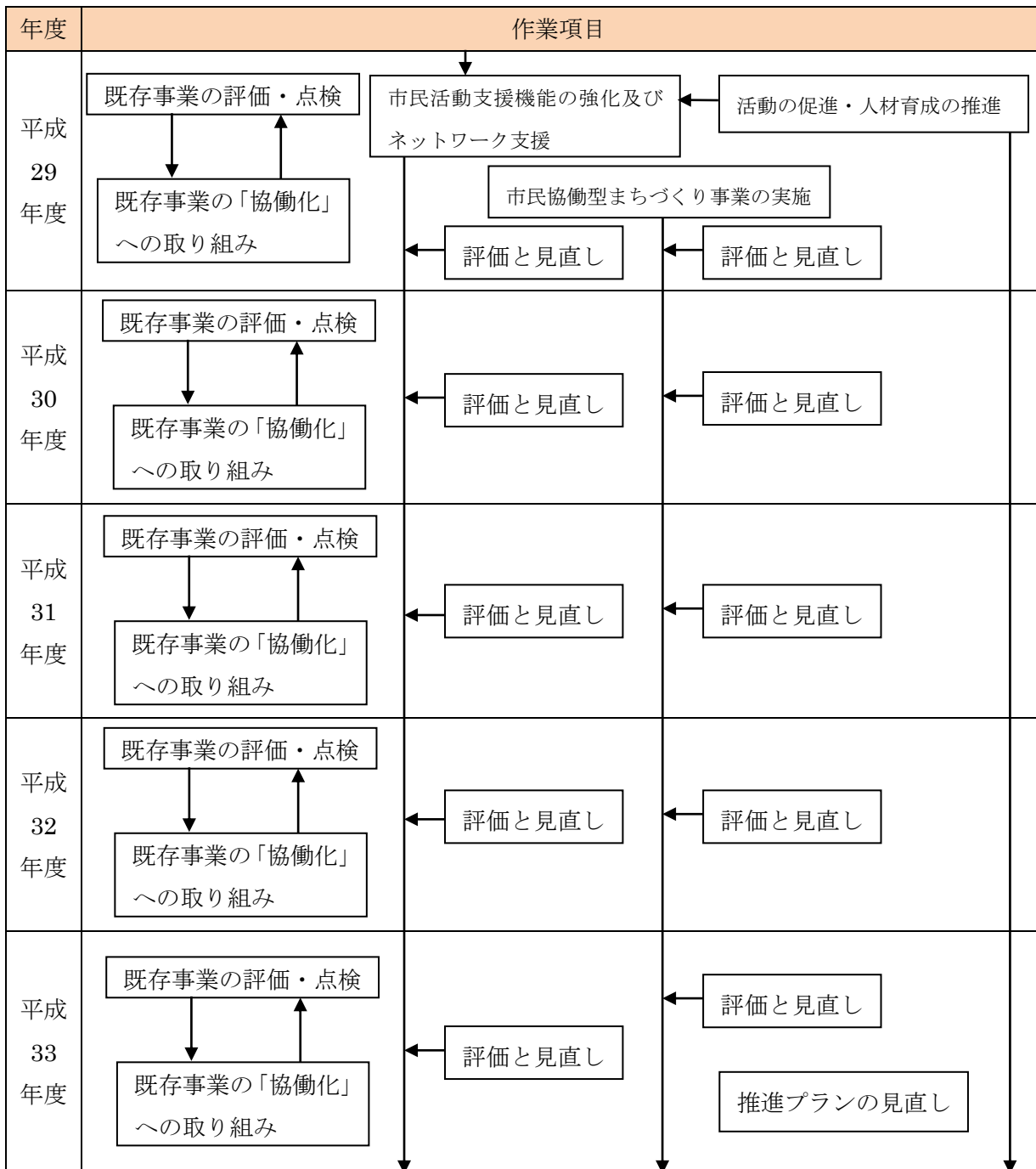
御殿場市の将来都市像と「市民協働型まちづくり」



9 計画のスケジュール

PDCA サイクルの考え方（Plan=計画、Do=実施、Check=点検、Action=改善、を繰り返して業務改善を図っていくこと）を取り入れて進めていきます。市民協働型まちづくりを推進していくためのツール（指針や事業の実施マニュアルなど）を活用して協働の普及に努めるとともに、ツールそのものの見直しを図っていくこととします。

● 平成 29 年度から平成 33 年度（5 年間）の年次計画



10 参考資料

● 参考資料 1 平成 24 年度～平成 28 年度 市民協働型まちづくり事業一覧

平成 24 年度

部門	事業名	団体名	行政担当課	年数
市民提案 部門	御厨の古道「矢倉沢往還・箱根裏街道を記録に残そう」	NPO 富士山御殿場ガイド「御厨の風」	社会教育課	2年目
	発達障害児・者とその家族に対する療育相談会事業	NPO 法人発達支援センター御殿場教室	子ども家庭センター	2年目
	元気いっぱい おかみさん市	御殿場おかみさん会	商工観光課	
	見直そう御殿場の椿	御殿場椿の会	都市計画課 商工観光課	
	スポーツしよう～富士の麓で手をつなぐかい！～	駿腕	文化 スポーツ課	

計 5 事業

平成 25 年度

部門	事業名	団体名	行政担当課	年数
はじめの 一歩部門	富士山文化遺産登録「記念講演会」	富士山の森を守る NPO ホシガラスの会	企画課	
	地元の昔ばなしを次世代に伝えよう	昔ばなしの会「はなかつみ」	社会教育課	
	～子育て応援～親子の笑顔づくり和母塾	和母塾	子ども家庭センター	
市民提案 部門	発達障害児・者とその家族に対する療育相談会事業	NPO 法人発達支援センター御殿場教室	子ども家庭センター	3年目
	元気いっぱい おかみさん市	御殿場おかみさん会	商工観光課	2年目
	見直そう御殿場の椿	御殿場椿の会	都市計画課 商工観光課	2年目
	地域ねこ活動事業	地域ねこ活動の会	環境課	
	第 1 回富士山アートフェスティバル 御殿場市富士山世界文化遺産登録記念事業	NPO ありがとう ふじさん	企画課	
	今こそ”二宮金次郎”ルネッサンス	NPO 法人富士賛会議	社会教育課	
富士山登山者に向けてのおもてなし観光事業	NPO 富士山コミュニティ	商工観光課		

計 10 事業

平成 26 年度

部門	事業名	団体名	行政担当課	年数
はじめの 一歩部門	食育とキッズクッキング	キラキラキッズクッキング	子ども家庭 センター	
市民提案 部門	元気いっぱい おかみさん市	御殿場おかみさん会	商工観光課	3年目
	見直そう御殿場の椿	御殿場椿の会	都市計画課	3年目
	地域ねこ活動事業	地域ねこ活動の会	環境課	2年目
	第2回富士山アートフェスティバル	NPO ありがとう ふじさん	企画課	2年目
	富士山世界文化遺産御殿場市民向け パンフレット作成	御殿場市富士山世界 文化遺産研究会	商工観光課	
	「魅力ある東山路」づくりから始まる 観光ハブ都市御殿場市	東山路観光協議会	商工観光課	
	貴重な植物の群生地や絶滅危惧植物 を守ろう	富士山みどりの会	環境課	

計 8 事業

平成 27 年度

部門	事業名	団体名	行政担当課	年数
はじめの 一歩部門	ブックシェアリングごてんば	ブックシェアリングごてんば	図書館	
	道しるべ～気になる子・个性的な子の 育児を話す～	道しるべの会	子ども家庭 センター	
市民提案 部門	地域ねこ活動事業	地域ねこ活動の会	環境課	3年目
	第3回富士山アートフェスティバル	NPO ありがとう ふじさん	企画課	3年目
	「魅力ある東山路」づくりから始まる 観光ハブ都市御殿場市	東山路観光協議会	商工観光課	2年目
	貴重な植物の群生地や絶滅危惧植物 を守ろう	富士山みどりの会	環境課	2年目
	御殿場口の外来植物および侵入植物 を駆除するためのハンドブック作成	NPO 法人 富士山の森 を守るホシガラスの会	環境課	
	食育とキッズクッキング	キラキラキッズクッキング	子ども家庭 センター	
	我が子流子育てをつくろう！～家族 のコミュニケーション力向上事業～	Motherese (マザリーズ)	子ども家庭 センター	
行政提案 部門	鳥獣被害防止のためのパトロール活動	鳥獣被害防止隊	農林整備課	

計 10 事業

平成 28 年度

部門	事業名	団体名	行政担当課	年数
はじめの 一歩部門	御殿場ラン&ウォークパトロール事業	御殿場ラン&ウォーク パトロール隊	くらしの 安全課	
市民提案 部門	「魅力ある東山路」づくりから始まる 観光ハブ都市御殿場市	東山路観光協議会	商工観光課	3年目
	貴重な植物の群生地や絶滅危惧植物 を守ろう	富士山みどりの会	環境課	3年目
	御殿場口の外来及び侵入植物の駆除 活動と固有種確認調査事業	NPO 法人 富士山の森を 守るホシガラスの会	環境課	2年目
	食育とキッズクッキング	キラキラキッズクッキング	子ども家庭 センター	2年目
	我が家流子育てを作ろう！～家族の コミュニケーション力向上事業～	Motherese (マザリーズ)	子ども家庭 センター	2年目
	防災都市御殿場づくり体験の日	防災都市御殿場づくり 体験の日実行委員会	危機管理課	
	2016秋の収穫祭！御殿場を食べ つくそう！秋のグルメライド！	NPO 富士山ごてんば サイクリングプロジェ クト	商工観光課	
富士山みくりやよってかつ祭	富士山みくりやよって かつ祭	商工観光課		
行政提案 部門	鳥獣被害防止のためのパトロール活動	鳥獣被害防止隊	農林整備課	2年目
	認知症カフェの運営助成	協同組合森の腰商栄 会・御殿場まちづくり株 式会社	介護福祉課	
	お菓子のデザインコンテスト「富士山を お菓子にしてみませんか」	御殿場小山製菓組合	文化 スポーツ課	

計 12 事業

● 参考資料 2 平成 24 年度～平成 28 年度 市民活動支援事業一覧

平成 24 年度

事業名	団体名
311 からの子育てを考える座談会および講演会	御殿場自然大好きママサークル
御殿場市民会館新春音楽祭シューベルト [冬の旅]コンサート 出演者との市民交流事業	冬の旅コンサート御殿場友の会

計 2 事業

平成 25 年度

事業名	団体名
食育とキッズクッキング	きらきらキッズクッキング
富士山五合目挿木植樹	富士山みどりの会
日本・スロバキア共和国外交関係樹立 20 周年記念行事	地球文化交流 ふじやま市民会議

計 3 事業

平成 26 年度

事業名	団体名
道しるべの会	道しるべの会
寄り合い所「さんぼ路」	ボランティア みんなの手
市民公開講座「ペコロスの母に会いに行く」上映会	御殿場市キャラバンメイトの会
シカ被害の現状とその利用法を考える シカ☆ジビエクッキング	恵みの実

計 4 事業

平成 27 年度

事業名	団体名
地域の大自然に抱かれよう！ 親子ふれあい自然遊び in 富士山	森のようちえん「にじ」
母子交流イベント（e マーケット）	e マーケット
第 2 回御殿場ママ活 ママ活フェスタ	御殿場ママ活情報局
Love&Earth	Love&Earth 実行委員
幼稚園茶道教室	表千家 宗沁家

計 5 事業

平成 28 年度

事業名	団体名
こども ART フェスタ	そらいろ～こどものアトリエ～
こどもフリマ	ゴテンバこどもフリマ実行委員
スポーツ栄養講座 ～ジュニア期のスポーツを支える食事作り～	和母塾
御殿場菊花大会	御殿場菊花会
Pow wow プロジェクト	Pow wow プロジェクト

計 5 事業

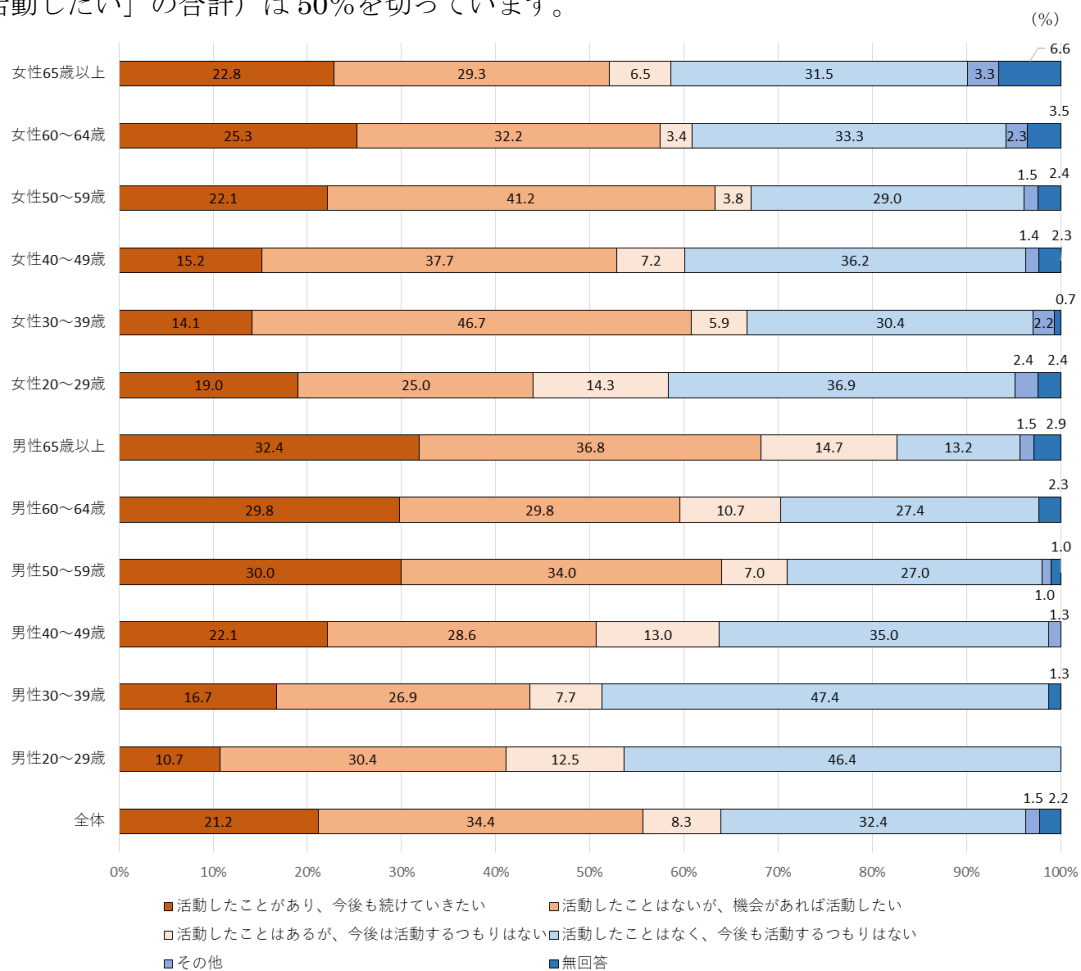
● 参考資料3 平成25年度市民満足度調査より

(1) 市民活動の参加経験について

性・年齢別にみると、男性では『65歳以上』の「活動したことがあり、今後も続けていきたい」(32.4%)が最も高く、次いで『50～59歳』で30.0%となっています。また、「活動したことはないが、機会があれば活動したい」も『65歳以上』が36.8%と最も高く、次いで、『50～59歳』の34.0%と続いています。

女性では『60歳～64歳』の「活動したことがあり、今後も続けていきたい」(25.3%)が最も高く、次いで『65歳以上』で22.8%となっています。また、「活動したことはないが、機会があれば活動したい」は『30歳～39歳』が46.7%と最も高く、次いで、『50～59歳』の41.2%と続いています。

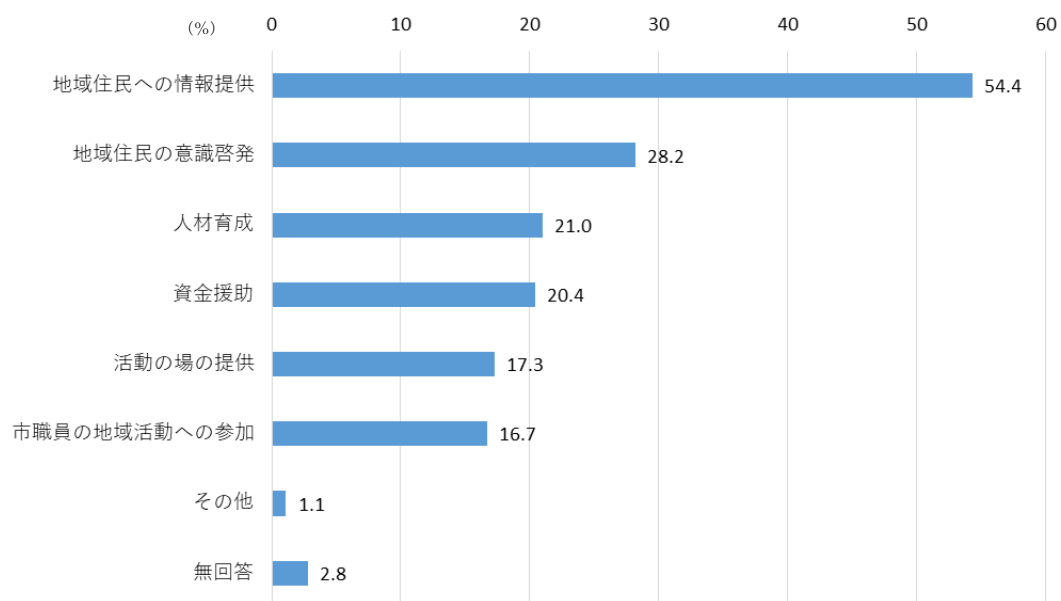
一方、男性の『20～39歳』や女性の『20～29歳』では、活動意向を持っている人(「活動したことがあり、今後も続けていきたい」と「活動したことはないが、機会があれば活動したい」の合計)は50%を切っています。



※「平成25年度市民満足度調査報告書」を参照。(回答総数：1,135)

(2) 市民協働のために求められる行政のあり方

市民と行政の「市民協働」のために、行政に求められるものについては、「地域住民への情報提供」が54.4%で最も高く、次いで「地域住民の意識啓発」が28.2%、「人材育成」が21.0%、「資金援助」が20.4%となっています。



※「平成25年度市民満足度調査報告書」を参照。(回答総数：1,135)

● 参考資料4 御殿場市民活動支援センターの概要

(1) 所在地・連絡先

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 988 番地の 1 御殿場市民交流センター「ふじざくら」内

【運営団体】特定非営利活動法人 市民活動広場ふらっと御殿場

TEL : 0550-70-6820 / FAX : 0550-70-6817

HP : <http://city.gotemba.shizuoka.jp/shiminkatsudo/>

(2) 位置づけ

市民活動やボランティア活動といった、自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するためのネットワーク拠点

(3) 沿革

平成 20 年 10 月 1 日	市民交流センター「ふじざくら」OPEN に合わせ、市民活動室内に開設
平成 24 年 1 月 26 日	任意団体「市民活動広場ふらっと御殿場」が県の法人認証を受ける 2 月 3 日登記完了とともに「NPO 法人 市民活動広場ふらっと御殿場」が誕生。
平成 24 年 4 月 1 日	NPO 法人 市民活動広場ふらっと御殿場に業務委託開始
平成 25 年 10 月 1 日	開設 5 周年を迎える
平成 29 年 4 月 1 日	スタッフ 5 名(シフト制)で運営中

(4) 機能と支援内容

- ・ NPO 相談 (要予約)
…NPO 活動に取り組んでみたい、NPO 法人を設立したい、NPO 法人運営上の問題を解決したい、といった方のための相談会。
- ・ 市民活動相談 (火曜日～日曜日 9:00～17:00)
…ボランティアグループ、地域団体、同好会、サークル等の活動を行う上での相談をお受けします。
- ・ 各種講座 (随時)
…「NPO 実践講座」「市民活動団体連絡会」などの各種講座を開催しています。
- ・ 市民活動見本市 (毎年秋頃)
…市民活動団体の日頃の活動成果を発表・紹介するイベントです。



市民活動支援センターでの相談の様子



市民活動団体が自由に使える設備が整う